

資料 10 環境に配慮した空調施設について

平成15年4月1日 14初施助第13号
各都道府県教育委員会施設主管課長あて文部科学省初等中等教育局施設助成課長通知
公立学校施設費国庫負担(補助)事業に係る対象経費について(通知)別紙2

環境に配慮した空調施設について

公立学校施設整備事業における「環境に配慮した空調施設」は、以下のとおりとする。

なお、「その他」については、様々な環境負荷の少ない空調方式が開発されているため、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量等の特性が、電気ヒートポンプ方式より優れていることを確認した上で対象とする。

- ・ 蓄熱式
- ・ ガス冷房（冷暖房）
- ・ 省エネ法に規定するエネルギー消費効率（COP 値）が良い機器
（例）個別タイプ COP 3.06
マルチタイプ COP 3.07
- ・ 灯油ヒートポンプ式
- ・ その他

（参考）環境負荷の少ない空調施設に関する規定一覧

法律、指針等	空調施設に関する規定	空調方式の指定
省エネ法（エネルギー使用の合理化に関する法律）	・ トップランナー方式により効率的な機器を製造するよう規定 ・ COP 値（エネルギー消費効率）により省エネ性能を判断 ・ 省エネラベリング制度により達成度を表示	冷房能力 7.1～28kw （例）・ 個別タイプ COP 3.06 ・ マルチタイプ COP 3.07
グリーン購入法（国等による環境物品等の推進等に関する法律）	・ 省エネの規定と同様に COP 値により省エネ性能を判断	冷房能力 7.1～28kw （例）・ 個別タイプ COP 3.06 ・ マルチタイプ COP 3.07
グリーン庁舎計画指針、官庁施設のグリーン診断・改修計画指針	・ エネルギー資源の有効利用を図るため電力負荷の平準化に配慮するよう規定	蓄熱式、ガス冷房、その他
エネルギー需要構造改革投資促進税制	・ 省エネルギー型設備の導入を促進するため、対象設備を規定	蓄熱式、ガス冷房、灯油ヒートポンプ式